

別紙

新型コロナウイルス感染症等の影響による入札参加資格審査申請に伴う提出書類の取扱いについて

令和2年9月

入札の参加資格申請に伴う下記の書類につきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている者が不利とならないように下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせします。

※なお下記の書類はすべて原本または写しの提出どちらでも可能です。

(1) 国税の納税証明書（建設工事、測量・建設コンサルタント、物品納入等）

「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書 その1（納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等）」の提出により、未納の法人税、消費税及び地方消費税の全額が納税の猶予を受けていることが確認できる書類の提出により、新規登録申請の際の国税の納税要件を満たすものとする。

(2) 社会保険等の加入状況を証明する書類（建設工事の該当者）

「納付の猶予（特例）許可通知書」の提出により、未納の社会保険料の全額が納付の猶予を受けていることが確認できる書類の提出により、新規登録申請の際の社会保険等の加入状況を証明する要件を満たすものとする。

(3) 県税の納税証明書（共同受付の建設工事、測量コンサルタントの該当者）

市税の納税証明書（建設工事、測量・建設コンサルタント、物品納入等）

「徴収猶予許可通知書」の提出により、未納の県税または市税の全額が徴収の猶予を受けていることが確認できる書類の提出により、新規登録申請の際の県税または市税の納税要件を満たすものとする。

(4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定書（建設工事）

建設業法施行規則の一部改正に伴い、以下のとおりとする。

- ・新規登録申請の際、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば有効な経営事項審査とする。
- ・新規登録申請の際、経営事項審査を受けたことがない業者は、経営事項審査無での申請及び登録とする。
- ・すでに建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者の経営事項審査の更新が遅れる場合、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれ

ば令和 3 年 1 月 31 日までは有効期間として取り扱う。

※本改正による特例期間が終了する令和 3 年 2 月 1 日からは原則のとおり、1 年 7 ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなる。

さくら市財政課
財産管理係
TEL028-681-1122